**○法務省告示第百六十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十四日　法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社水野鉄工所の項中「鍛造」を「鍛造、機械検査」に、アスカ株式会社の項中「溶接」を「溶接、金属プレス加工」に改め、株式会社さんわコーポレーションの項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ホリー株式会社 | 東京都江東区富岡二丁目九番十一号 | 溶接 |
| 日本リネンサプライ株式会社 | 岐阜県岐阜市上川手対山五百八番地 | クリーニング |
| 日本インシュレーション株式会社 | 大阪府大阪市浪速区大国一丁目一番六号 | 内装仕上げ施工 |

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 井貝株式会社 | 岐阜県羽島市江吉良町千百三十番地 | 仕上げ |
| 産業リネン株式会社 | 岐阜県羽島郡笠松町字瓢町三十番地の一 | クリーニング |
| 株式会社さんわコーポレーション | 愛知県海部郡大治町大字西條字附田百六番地三 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |

**○厚生労働省告示第三百四十二号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年三月十九日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

| 医薬品の名称 | 予定される効能又は効果 | 届け出た者の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| 乾燥スルホ化人免疫グロブリン | 多発性硬化症の増悪発作再発頻度の減少及び疾患重篤化の抑制 | 一般財団法人化学及血清療法研究所　熊本県熊本市大窪一丁目六番一号 |
| | | 帝人ファーマ株式会社　東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 |

**○厚生労働省告示第三百四十三号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

| 医薬品の名称 | 予定される効能又は効果 | 申請者の氏名又は名称及び住所 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| パシレオチドパモ酸塩 | クッシング病 | ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区西麻布四丁目十七番三十号 | 平成二十四年二月十五日 |
| イマチニブメシル酸塩 | 肺動脈性肺高血圧症 | ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区西麻布四丁目十七番三十号 | 平成二十四年三月十九日 |
| 無水ベタイン | 左記の欠損又は異常を伴うホモシスチン尿症の補助療法 | 株式会社レクメド　東京都町田市森野一丁目七番二十三号 | 平成二十四年三月十九日 |
| システタチオンβ合成酵素（CBS） | | | |
| 5，10―メチレンテトラヒドロ葉酸還元酵素（MTHFR） | | | |
| コバラミン補酵素代謝（cbl） | くる病・骨軟化症を伴う低リン血症 | ゼリア新薬工業株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十番十一号 | 平成二十四年三月十九日 |
| Z―521 | 再発又は難治性の急性リンパ性白血病 | ジェンザイム・ジャパン株式会社　東京都港区赤坂五丁目三番一号 | 平成二十四年三月十九日 |
| クロファラビン | CD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫 | 武田薬品工業株式会社　大阪府大阪市中央区道修町四丁目一番一号 | 平成二十四年三月十九日 |
| ブレンツキシマブベドチン | | 武田バイオ開発センター株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号サピアタワー | 平成二十四年三月十九日 |
| 遺伝子組換え型フォンビルブランド因子（rVWF） | フォンビルブランド病患者に対し、血漿中フォンビルブランド因子を補い、その出血傾向を抑制すること | バクスター株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十号 | 平成二十四年三月十九日 |
| ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え） | 血漿中の血液凝固第Ⅷ因子濃度が低下しているフォンビルブランド病患者に対し、血漿中の血液凝固第Ⅷ因子を補い、その出血傾向を抑制すること | バクスター株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十号 | 平成二十四年三月十九日 |

**○農林水産省告示第千百十八号**

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十四の規定に基づき、平成九年三月十日農林水産省告示第三百五十三号（ニュー・ジーランド産ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月二十四日　農林水産大臣　鹿野　道彦

五中「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。

六の㈠中「生果実」を「消毒された生果実」に改め、同㈡中「こん包」を「㈠のこん包」に改める。

七中「こん包又は束ねたこん包に」を「各こん包又は束ねたこん包には」に改める。

**○農林水産省告示第千百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字戸原字赤迫一六〇〇、一六〇四、一六〇六、字内ケ迫二二四四の一から二二四四の三まで、二二四七、二二五三、二二六六から二二六八まで、字中山田二二六九、二二七七の一、字小迫二二八〇の一から二二八〇の三まで、二二八五、字松尾二三六九の一、二三六九の二、二三七二、二三七四の一、二三七八の一、字三角コナ二三八〇、二三八一、字ツヅミ石二四〇八の一、二四〇八の二、二四一一、字クツシ二四一三、二四一四、字クサリ二五三八、山国町槻木字要之戸三〇四四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日　農林水産大臣　鹿野　道彦